

業務別運営委員会規則

第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）定款第40条第3項の規定に基づき、理事会の傘下に設置される業務別運営委員会について、その趣旨、要件、手続き等を定めるため本規則を制定する。

第2条（業務別運営委員会の所掌範囲）

各業務別運営委員会は、その構成員たる同じ業務を分担執行する業務執行理事の分担事項を扱う。

第3条（業務別運営委員会の構成員）

業務別運営委員会の構成員は以下の各号とする。

- 一 委員長 1名：当該業務を分担執行する業務執行理事の互選で選出し、『筆頭〔分担業務名〕理事』とする。
 - 二 副委員長 若干名：必要に応じ選任し、当該業務を分担執行する業務執行理事を原則とし、その他、非理事の会員からも選任可能とする。
 - 三 委員：当該業務を分担執行する業務執行理事および非理事の会員。
- 2 業務別運営委員会の構成員は理事会の承認事項とする。
- 3 委員長は上記の他、業務別運営委員会活動に必要な場合は、適宜、外部有識者（会員であることを要せず）、関係者等を参加させることができる。

第4条（予算及びその執行）

業務別運営委員会が必要な予算およびその執行については、学会の手続きに従う。

第5条（委員会等）

業務別運営委員会は、業務別運営委員会の所掌範囲内で、その傘下に、委員会、タスクフォースなどを設置することができる。

第6条（委員会の開催）

業務別運営委員会は必要に応じ適宜開催する。電子メールや Web会議等での審議等、対面ではない開催を妨げないものとする。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。